

令和4年第12回定例会（会議録）

開 催 日	令和4年12月16日（金）
開 催 場 所	美和公民館 2階 会議室
開 催 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時25分
出 席 委 員	溝口正己、堀江徹二郎、小笠原英司、吉川孝子
欠 席 委 員	笹野奈津子
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	1人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第52号 あま市公立小学校における卒業式でのマスク着用に関する請願について</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第53号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p style="padding-left: 2em;">議案第54号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度あま市美和図書館館内整理日の承認について ・令和4年度教育支援委員会報告について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和4年11月）について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回の議事録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和4年11月19日～令和4年12月16日の経過を報告)
	市教育委員会関係 2回
	教育長用務 8回
	学校教育課事業 4回
	生涯学習課事業 1回
	スポーツ課事業 0回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 8回
	市議会関係 4回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	12月議会の一般質問があったということですが、特筆すべき問題
	はありましたか。
教 育 長	詳細については、次回報告します。
	特筆すべきは、指定管理の関係で説明と、質問がありました。他に
	は、オーガニック食材の給食の件について質問がありました。
委 員	今年度は、コロナのみならず、インフルエンザの流行も心配されて
	いるところです。光熱費が高騰しているなか、子ども達の教室環境に
	ついては、現在どのような形であるのか。
教 育 次 長	ストーブもエアコンも使いながら、教室の換気も行いながら授業は
	行われています。

	<p>エアコン導入時の令和元年7月に策定した、あま市立小中学校空調設備運用指針では、冬期はエアコンの使用は行わず、ストーブを使用する事としていますが、コロナ禍により頻繁に換気を行う必要がある事から、特例として、ストーブとエアコンの併用を認めてきたところ です。今年度も、必要な換気を行いながら、ストーブとエアコンの併用を認め、そのための文書を発出したところです。</p>
教 育 長	<p>換気を行いながらの運用では、ストーブのみでは火力が不足、寒いので、エアコンも併用したいという学校からの要望もありましたので、今年度も併用することとしています。</p>
	<p>コロナのみならず、インフルエンザの予防のため、うがい、手洗い、換気の徹底を図り、感染症対策と寒さ対策を行います。</p>
委 員	<p>コロナについては、学級閉鎖の報告について、本日も複数校でいただいたところですが、インフルエンザの感染状況はどうですか。</p>
教 育 次 長	<p>今のところ、学級閉鎖にいたるほどの感染者数はいません。先日、指導主事会があった際に聞きましたが、海部津島地区内でも今のところインフルエンザによる学級閉鎖を行った学校はないと聞いています。</p>
教 育 長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委 員 全 員	<p>(質疑なし)</p>
教 育 長	<p>日程4、議案 1件公開 2件非公開</p>
教 育 長	<p>議案第52号「あま市公立小学校における卒業式でのマスク着用に関する請願について」</p>
教 育 長	<p>請願者が本請願に係る事情を説明したいと申し出ていますので、5分に限り、事情を説明することを許可します。</p>
請 願 者	<p>多くの児童とその保護者のコロナに対する現状の考え方では、卒業式でも当然マスクを着用することが予想されます。また、小学校からもマスク着用のお願いとあります。</p> <p>小学校の卒業式という人生で唯一のイベントを、素顔で迎えることができないのは、非常に残念なことです。そこで、卒業式に出席する</p>

	<p>人、全員にマスクの着用が必要か考えます。</p>
	<p>1. 卒業式では基本的に児童、保護者は声を発することはありません。その時点で、飛沫を防ぐという手段でのマスクの着用は必要ないでしょう。また、咳、くしゃみ等は、袖で口元を覆う等の咳エチケットで対応できます。</p>
	<p>2. コロナが罹った場合にリスクが高い感染症なら、出席者全員がマスクの着用をすることもしょうがないかもしれません。しかし、現在のコロナは、インフルエンザ以下の感染症であることがわかっています。ですから、出席者に対して一律にマスクの着用をお願いするような過剰な感染症対策は必要ないはずです。</p>
	<p>3. そもそも、マスクは薬機法上、医薬品・医療機器ではなく雑貨、あるいは未承認医療機器に過ぎず、感染予防効果のエビデンスに乏しいものであります。</p>
	<p>以上の3点を踏まえた上で、審議していただきたく思います。</p>
	<p>私が申し上げたいのは、任意ではないものを任意としてくださいと言うものではありません。あま市の教育委員会は推奨であり任意であり、愛知県の教育委員会も推奨であり任意であり、文部科学省も任意です。任意であることを周知してかまわないとあります。</p>
	<p>私の子は篠田小に通っています。私が任意であることを周知して下さいと、昨年篠田小学校に依頼したところ、昨年の篠田小学校長は、断りました。</p>
	<p>強制はしないとおっしゃいますが、強制であると思っている人が多いと思います。うちの子が友達と遊んでいるとき、遊んでいる間、マスクをしている子の方が少ないです。子どもらは、普段は全然マスクをしていません。マスクをしたくないという子もいます。マスクをしなくていいよと言うと、先生に怒られると答えます。子どもらの認識として、きまりであると思っているのではないかと思います。</p>
	<p>最後に、小学校だけでなく今の日本のマスク社会へ一言言いたいです。</p>

	<p>同調圧力に従うことを好む大衆は、ポーズだけの無意味な感染対策にも迎合的であって、苦もなくマスクを着用できるのかもしれない。</p> <p>しかし、このままマスクを着用することが常態化されれば、ハンセン病のような、差別・偏見に繋がるのが危惧される。</p> <p>ハンセン病については、皆さんご存じだと思います。ハンセン病は、大丈夫であると分かってからも、間違った皆さんの認識から、差別を受けていたと思います。マスクについても同じです。無症状では感染しないと発表されていますし、マスクで感染予防が出来ていないと思います。長男が卒業式なので、卒業式だけでも、マスクをしたい子はすればいいのですが、任意であることを周知して頂きたくお願いしました。</p>
教 育 長	事情説明は、以上でよろしいですか。
請 願 者	以上です。
教 育 長	事務局から概要の説明をお願いします。
教 育 次 長	<p>団体名スマイルあいち、代表近藤花菜、あま市代表安田慶二郎氏から「あま市公立小学校における卒業式でのマスク着用に関する請願」が提出され、令和4年11月28日に受理しました。</p> <p>請願の趣旨は、令和4年度のあま市内の公立小学校卒業式において、マスクの着用が任意であることを卒業生及び保護者への周知を求めるといふものです。</p> <p>請願に係る説明は、お手元の請願書のとおりです。</p> <p>請願に伴い提出された資料は、お手元のとおりです。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	<p>感染症対策としては、うがい、手洗い、換気を行っています。どうしても密になる状況がある場合については、マスクの着用をお願いしているところです。ただし、マスクの着脱については、決して強制はしていません。特に夏期の登下校については、熱中症予防の観点から、委員の皆さまにはご報告しているように、外すように案内していると</p>

	<p>ころです。また、外で体育の授業を行う際には外すよう案内しています。さらに、密にならない状況にある場合には、マスクを外しても良いと案内しているところです。このように、先生方は子ども達に案内してくれているのですが、マスクをすることが習慣になってしまっており、子どもたちがマスクをとることができない状況があることは、学校から聞いています。先生方は子ども達に、授業や様々な状況で、マスクを外して良いと案内しています。</p>
委 員	<p>人権の尊重については、当然のことであると思いますが、資料にある令和4年10月5日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発の「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」をうけ、あま市から学校へはどのような周知が行われているのか。</p>
教 育 次 長	<p>市からは、文科省から県教委を通して通知されている文書をそのまま各学校へ周知しているものです。あわせて、それぞれの学校の規模や施設等の違いもありますので、それぞれの学校の現状に即して対応して下さいと伝えています。</p>
委 員	<p>請願書のなかで、教育委員会の周知不足により誤解が生まれているのではないかという記載がされていると思います。一方で、コロナ感染症についてもマスクの着脱についても、いち自治体、あま市の教育委員会、各学校で判断する内容では無いように思いますので、国や県から出ているガイドライン等を適切に周知していくことが大事であると思われます。今までもそのように周知は行われているとは思いますが、感染症やマスクの着脱については、いろいろな考え方の方がいらっしゃると思いますが、あま市独自で何かを発出するというよりは、今までどおり国や県からのガイドラインや通知を適切に周知することを続けていただく方が良いのではないかと思います。ただし、今回、請願が出たように周知が行き届いていないということであるならば、ご理解いただくように丁寧に周知を図る必要はあると思います。また、国や県から新たな考え方等が出された場合は、速やかに周知をしてい</p>

	ただが必要があるかと思えます。
	学校への周知にあたり、他自治体の例で言うと、このような通知をホームページに掲載しているところもあるようです。市内の学校でも通知分をホームページに掲載しているところがあるようです。あま市のホームページでも、通知文等を掲載してもよかったのではないかと思います。
教 育 長	あま市のホームページに掲載を依頼することはできるのか。
教 育 次 長	可能です。
委 員	あま市教育委員会のホームページは無いようなので、市のホームページに掲載を依頼することとなる。全部載せる必要は無いかと思えますが、主たる通知やガイドライン等は載せても良かったのでは。
	今の段階では、各学校がそれぞれの事情に応じて、子ども達の健康等を考えて、対応している中であって、請願にあるように、改めて教育委員会から卒業式に当たって通知を出すことで、校長先生からお話しやご案内が既にある中で、あま市教育委員会からの文書によって考え方が変わったのではないかという、誤ったメッセージを与えかねないかと心配する。そのことによって、学校から保護者等に案内しているものと、教育委員会から案内することで、混乱をきたしてしまわないかとも心配する。
	保護者に対しては、各学校の実情に合わせて、各学校から引き続き案内を行っていただく方が良いのではないかと考える。
委 員	卒業式に限定をされています。卒業式は実際にはかなり声を出す行事です。皆で歌ったり、呼びかけたりすることもあります。コロナ禍以前であれば、式の大半が声を出す行事でした。コロナ禍後の見直しをした後の卒業式でも、各学校で感染症対策に気を付けながらも、決して黙って座っているだけの行事ではありません。各学校では感染症対策をそれぞれの学校の事情に応じて工夫をしています。従前であれば全校児童が集まって卒業生を送り出していたものを在校生の数をかなり減らしたり、無くしている学校もあります。

	<p>参加者数を少なくしたことで、体育館の中で密になる可能性を極力下げてはいますが、声を出す行事ではあります。よって、マスクを外すべきか否かは非常に難しい状況にあるとも言えます。</p> <p>昨年度参加した学校では、児童が歌を歌う時のみ児童がマスクを外して、それ以外はマスクをして実施していました。</p> <p>逆に入学式の例では、新入学児の担任紹介でも、担任教諭がマスクをしたまま自己紹介をしていました。この例では逆に担任教諭のみがその空間で話をしている状況であるので、顔を見せながら新入学児に話をしてあげても良かったのではないかと思います。</p> <p>学校訪問で授業を見学した時では、教科によっては授業の中でマスクを外すシーンがありました。例えば、英語の授業において、ALT等が英語の発音を提示する場合には、口を見た方が良いこともあると思います。</p> <p>マスクをどういったときに外したらよいか、ということはその状況ごとに異なってくると思います。推奨はしているものの、先生が積極的に、ここでは外して良いと案内してあげる方が子どもたちも外しやすい環境になるのではないかと思います。もちろん、最終的に外すか否かは、本人や保護者の意向によるものであると考えています。</p> <p>請願者の方もおっしゃっているように、コロナも一時に比べて弱毒化していっているようです。徐々に社会全体がマスクをとる方向に動いていくかと思いますが、学校が先に動く必要は無いとも思います。社会全体と歩調を合わせて、マスクを外す指導を取り入れていくことで良いのではないかと考えます。</p> <p>国や県の共通の対策に対して、教育委員会も同調していくので十分ではないかと思います。</p>
委 員	<p>卒業式に限定しての請願であるところですが、マスクの着脱は卒業式だけでなく、学校生活全般で考えて行うものではないかと思います。本請願は小学校についてですが、中学校においても同じであると思います。</p>

	<p>社会全体で、マスクの着脱については当初に比べて、考え方がゆるやかになってきていると感じます。当初は、どのような病気かも分からず、かなり敏感になっていたと思います。</p> <p>マスクの着脱については、児童や生徒が自身の判断をすることは困難であると思われるので、それぞれの保護者や教職員から、こういう時は外して良いと案内をしていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>卒業式では、合唱であるとか、名前を呼ばれて返事をしたりであるとか、呼びかけをすることもあるわけですが、どういう時にマスクを外して、どういう時につけるということを学校から推奨し、各保護者の判断で柔軟に対処していけば良いかと思います。</p> <p>道を歩いている、以前は全員がマスクをしていましたが、マスクを外して歩いている人も見かけるようになりました。</p> <p>人混みや電車の中など密になる状況ではマスクを着けるように推奨されるものだと思いますが、状況に応じてマスクの脱着を考えて行けばよいと思います。</p> <p>海外では、ほとんどマスクをしない状況があるようですし、国内でもワクチンの接種や薬ができてきたりと状況は変わってきていますので、柔軟な対応をしても良いと思います。</p>
委 員	<p>うちにも小学6年生の子がいますので、卒業式に参加します。</p> <p>合唱の練習もしているようです。</p> <p>お互いマスク姿で顔が見れないのは寂しいように感じます。</p> <p>状況に応じて、マスクを着ける、マスクを外すという場面を分けていいのではないかと思います。任意ではありますが。</p> <p>インフルエンザの感染症予防という面では、現在の手洗い、うがい、換気とマスクは効果が出ていると感じます。いいところもありますが、去年とは社会全体も状況が変わってきています。マスクを外す場面を意識していただいてもいいのではないかと思います。</p>
委 員	<p>今までの委員のご意見にもあるように、学校の先生がガイドライン</p>

	<p>や通知等をしっかりと理解し、丁寧に周知及びご案内をしていく必要があるように思います。そのあたりを、文書でなくても口頭であっても、校長会等の機会に伝えていただけた方が良くと思います。</p> <p>請願にもあるように、小学校の卒業式は一生に一度のことなので、その時々感染状況その他を勘案して、最善の方策を考えていただきたいと思います。</p>
委員	<p>卒業式については、コロナ前までに戻すかどうかという議論もあると思います。感染症対策ということで、かなりの制約を受けています。先生によっては、早く戻したいと考えている方もいるようです。逆に内容をかなり削ぎ取ったので、ある意味シンプルな卒業式になっているので、この形を継続していくことも考えられると思います。学校で先生方には議論をしていただいて、卒業式をどのようにしていくのかということを考えていただければと思います。今12月で、卒業式のある3月までは、まだ3ヶ月ほどあるなかで、コロナもどのようになるかも分からない状況です。一方で、コロナ感染で学級閉鎖をしている学校が複数ある状況であることも事実です。そのような中では、一律にこのようにしなさいということは、かなり難しいと言える。感染状況によっては、感染対策を必死になってやらなければならない学校もあると思います。</p>
委員	<p>この後、採択又は不採択の決をとることとなると思いますが、採択不採択は、どの部分について判断することとなるのか確認したい。</p>
教育長	<p>請願の趣旨についてです。今回で言うと、「令和4年度のあま市内の公立小学校卒業式において、マスクの着用が任意であることを卒業生及び保護者への周知」です。</p> <p>採択となった場合は、周知の方法は事務局で考えますが、今年度のあま市内の公立小学校卒業式でのマスクの着用が任意であることを卒業生及び保護者へ周知することとなります。</p>
委員	<p>採択となった場合は、その趣旨のとおり実施することとなる。</p>

委員	本請願の内容で言うと、マスクの着脱について考えるのは、卒業式に限定するのではなく、学校生活全般について考えるべきではないかと思う。部分的には問題のあるものかと思うが、任意であるということそのものは、既にそのとおりの内容でもあり、賛成する。
教育長	本請願の内容について、採択か不採択かを決定します。 採択であっても、不採択であっても、そもそもマスクの着脱については、任意であり、強制はしないということは既に国や県のガイドラインに基づいて、あま市の教育委員会としても行っていることではあります。
委員	そういった意味では、既に任意としているし、強制も行わないこととしているし、周知も行っているということで、本請願については実施済みとも言えるのではないか。
委員	先生方がマスクを強制していないのは確認できるということですか。
教育長	そうです。校長会でもお願いしています。
教育次長	屋内におけるマスクの着用は、あくまでも推奨であり、お願いです。 文科省、県教委も言っていることで、あま市はそのガイドラインのとおりです。そして、それは強制ではないです。また、子どもたちが自分でマスクをとってもいい場面を判断することは困難であることから、教職員から積極的に、この場面ではマスクを取りましょうという声掛けは、行っていますし、校長会議の場でも市教委からお願いをしています。 そういつつも、子ども側からマスクを取りたがらない事例もあります。マスクをとっても良いと言われても、取らない子は、マスクをとってはいけないと考えている可能性はあります。 マスクの着脱は、法的拘束力を持つものではないし、するしないはご本人、保護者の判断で行われています。その上で、再確認として教育委員会からお知らせを発出する必要があるのかどうかということだと思います。

	マスクを外したいというご家庭もあれば、逆にマスクを着けていて欲しいというご家庭もあります。
	社会全体の話なので、国なり文科省なりが、はっきりとどちらかを示してくれれば分かりやすいのですが、現状ではそうではありません。
委員	状況によってマスクを取ることは、任意ですよとテレビ等や国からも通知なり、お話しなりがあります。ただ、学校現場において、学校行事や学校生活のなかでマスクが必要か否かは、外からでは分からなくて、学校にいる先生方しか本当のところは分からないのだと思う。なので、現在は、市教委からは学校へ、国や県からはこのように文書が発出されているので、適切に対応をお願いします、としか言えない。私は各学校の先生方に任せるということで良いのではないかと思います。各学校によって事情は異なりますので、あえて、教育委員会から一律にこうなさいと、文書が発出するのは良くないと考えます。
委員	各学校へは、マスクの着用に関する通知について、届いているという事で良いのか。
教育次長	各学校には、市教委と同じものが届いています。
教育長	県教委から各学校へ直接行く文書もありますし、市教委を経由して送られる文書もあります。
委員	学校に周知されているとはいえ、今回、このような請願が出されるということは、現場では誤解がある可能性があるということではないか。
委員	誤解があるのであれば、丁寧に説明をしなければならないというのは、最初に申し上げたとおりである。
教育長	私は、現場の先生方には誤解なく理解いただいていると考えています。強制はしないようにと、校長会でも話しています。
教育次長	請願の趣旨では、卒業生及び保護者への周知を求めるとあります。通知等を知らない保護者もいるでしょうし、任意であることを知ら

	ない保護者がいる可能性は否定できません。
	今回の請願が採択されようと、採択されなかったとしても、保護者への情報発信は、これからも継続的に行っていく必要があると考えます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	採択か不採択かの決をとります。
委 員 全 員	採択 1、不採択 3、欠席 1
教 育 長	不採択が過半数ですので、不採択と決します。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	ただし、国や県からの文書については各学校へ周知がなされており、マスクの着脱については国や県の文書のと通りの取り扱いであること、マスクの着脱については任意であり、強制はしないということを確認します。今後も、卒業式に関わらず、学校生活全般を通じて、家庭へのご理解を図ることとする。なお、屋内における密になる状況で、感染の心配がある場面については、マスクの着用について強制ではなく、お願いをしていくこととする。
	マスクを着用しないことにより、差別につながることは、絶対にあってはならない事であることについても留意することとする。
	(傍聴人退席)
教 育 長	日程 5、その他報告事項
教 育 長	①「令和 5 年度あま市美和図書館館内整理日の承認について」
生涯学習課長	利用者の利便を図るため、あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則第 4 条第 2 項但し書きに規定する館内整理日として、
	8 月は、8 月 28 日 (月)
	12 月は、12 月 18 日 (月)
	2 月は、規則第 4 条第 3 項に規定する特別館内整理期間内
	同規則第 4 条第 3 項に規定する特別整理期間として、
	令和 6 年 2 月 14 日 (水) から同月 20 日 (火) までの通常の日曜

この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和5年1月18日

教 育 長 松 永 裕 和

教 育 長
職務代理者 溝 口 正 己

委 員 堀 江 徹 = 郎

委 員 小 笠 原 英 司

委 員

笠野 頼
R席

委 員 吉 川 孝 子

事 務 局 鎌 倉 崇 志